

平成29年6月14日  
東北地方整備局**「水防法等の一部を改正する法律」に関する説明会の開催について**  
**～「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現に向けて～**

近年、全国各地で水害が頻発・激甚化している中、一昨年9月の関東・東北豪雨、昨年8月の台風10号を始めとした一連の台風により逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生したところです。これを踏まえ、今般、「水防法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、本年5月12日に成立し、同月19日に公布されたところです。

これを受け、国土交通省では「水防法等の一部を改正する法律」の内容等について、関係する地方公共団体の担当者等を対象とした説明会を各地方ブロックで開催することとしており、東北ブロックにおいては、下記のとおり開催することとしましたのでお知らせいたします。

**【説明会会場】**

1. 開催日時：平成29年6月16日（金）14時00分～16時15分（予定）
2. 開催場所：日立システムズホール仙台（仙台市青年文化センター）  
仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目27-5
3. 開催概要：（改正法の概要は別紙参照）
  - ① 「水防法等の一部を改正する法律」の概要説明
  - ② 大規模氾濫減災協議会制度について
  - ③ 要配慮者利用施設の管理者等の避難確保計画の作成等の義務化について
  - ④ 水害リスク情報の周知制度について
  - ⑤ 民間事業者による水防活動の円滑化について
  - ⑥ 浸水被害軽減地区の指定制度について
  - ⑦ 権限代行制度について
4. 対象者：当局管内の県及び市町村の担当者等

**【取材について】**

本説明会の取材を希望される場合は、会場の準備等の都合がございますので6月15日（木）15時までに問い合わせ先までご連絡をお願いします。なお、カメラ撮影は頭撮りのみとさせていただきます。

発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

**【本説明会への取材申込、参加等について】**

国土交通省 東北地方整備局 河川部 TEL：022-225-2171（大代表）

河川部 水災害予報センター 水災害対策専門官 川口 かわぐち 滋 しげる（内線：3852）

**【本改正法の内容について】**

国土交通省 水管理・国土保全局

水政課 小松、内山、青木（内線：35213、35227）

TEL：03-5253-8111（大代表）TEL：03-5253-8439（直通）

背景・必要性



平成27年9月 関東・東北豪雨

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

法案の概要

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

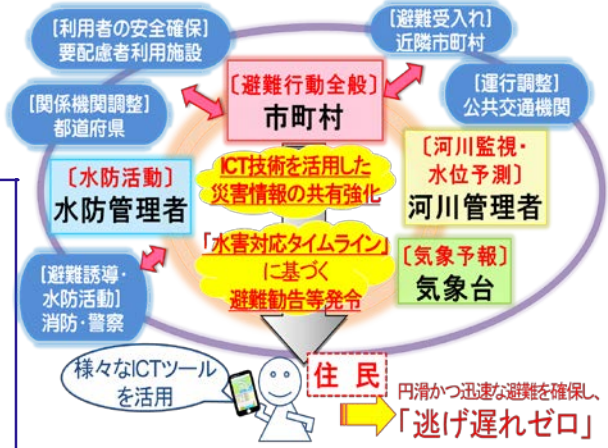
1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

716/31,208施設(約2%) (2016年3月) ⇒ 関係機関と連携し、2021年までに100%を実現

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会 (約37%) (2016年12月)

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定 ※ 法定協議会の母数は見込み